# 春日井市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定の要旨

資料 1

1 市行動計画の策定根拠 (P2)

市行動計画は、平成24年5月制定の新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)第8条に基づき、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き策定するもの。

### 2 対策の目的及び戦略 (P3)

感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。また、市民生活及び市 民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

3 春日井市における患者等の被害想定 (P6)

国・県の被害想定に従い、り患率は人口の25%(本市の人口約77,000人/309,833人)。

医療機関を登 25%がり患っ	受診する患者数(人口の けると想定)	約 31,500 人~約 60,900 人		
入院患者数	病原性が中等度の場合	約1,300人 (1日最大入院患者数 約250人) (流行発生から5週目)		
(上限)	病原性が重度の場合	約 4,870 人 (1日最大入院患者数 約 970 人)		
<b>死七</b> 孝粉	病原性が中等度の場合	約 420 人		
死亡者数	病原性が重度の場合	約 1,550 人		

### 4 市行動計画の主要 6 項目の設定 (P9)

### (1) 実施体制 (P9)

必要に応じて春日井市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議の枠組みを通じ、事前 準備の進捗を確認し、関係部局間等の連携を確保しながら、全庁一体となった取組みを 推進する。また、任意又は緊急事態宣言による市対策本部を設置し、必要な措置を講ず る。

### (2) 情報収集 (P9)

国及び県から新型インフルエンザ等の患者発生等の情報を収集する。 また、学校等での新型インフルエンザ等集団発生の把握を行う。

(3) 情報提供·共有 (P10)

市民相談窓口の設置、市ホームページの活用等により市民へ分かりやすい情報提供を行うとともに、医療機関等との情報共有を行う。

### (4) 予防・まん延防止 (P11)

特措法第28条に基づき、登録事業者及び公務員に対して特定接種を行うとともに、 特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市民に対して住民接種を行う。

### (5) 医療 (P14)

市民に対して、帰国者・接触者センター及び帰国者・接触者外来に係る情報を提供するとともに、県と協力し、医療機関及び医療従事者に対し、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報を提供する。

(6) 市民生活・市民経済の安定の確保 (P16)

市民生活及び市民経済への影響を最小限にできるよう、県、市、医療機関、一般事業者等が事前に必要な準備を行う。

## 5 発生段階の設定 (P16)

愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画と整合を図るため、県計画と同様の発生段階を設定する。

未発生期-海外発生期-県内未発生期-県内発生早期-県内感染期-小康期(計6段階)

### 6 市対策本部組織の編成 (P19)

本部長	市長			
副本部長兼本部員	副市長(2)、教育長、市民病院長			
本部員	企画政策部長、総務部長、財政部長、			
	市民生活部長、文化スポーツ部長、			
	健康福祉部長、青少年子ども部長、環境部長、			
	産業部長、まちづくり推進部長、建設部長、			
	市民病院事務局長、上下水道部長、			
	会計管理者、消防長、副消防長、消防署長、			
	教育部長、議会事務局長、監査事務局長			
本部職員	広報広聴課長、人事課長、市民活動推進課長、			
	市民課長、高齢福祉課長、保育課長、			
	環境保全課長、経済振興課長、農政課長、			
	管理課長、企画経営課長、消防総務課長、			
	教育総務課長、学校教育課長			

※ 市対策本部会議開催時において必要に応じて出席を依頼する外部委員 春日井保健所長、春日井市医師会長、春日井市歯科医師会長、 春日井市薬剤師会長、春日井警察署長

### 7 各発生段階における対策 (P20~)

発生段階ごとに、目的、対策の考え方及び主要 6 項目の個別の対策を整理する。 (次ページ表参照) 国・県の動きイメージ

本部設置

政府対策本部及び愛知県対策 緊急事態宣言 (政府対策本部長) →市対策本部の設置 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限(県→市)

緊急事態宣言終了

				国内発生早期		国内感染期		
:	発生段階	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内	]発生早期	県内感染期	小康期
		新型インフルエンザ等が発	海外で新型インフルエンザ等が	患者が発生していない状態	患者が発生しているが、患者の		患者の接触歴が疫学調査で	患者の発生が減少し、低い
		生していない状態	発生した状態		接触歴が疫学調査で追える状態		追えなくなった状態	水準でとどまっている状態
		●体制の整備及び国・県・	●必要に応じた連絡調整会議					
	<b>中长</b>	市の連携強化	の開催					
	実施体制		●任意又は緊急事態宣言時の					●市対策本部の廃止(緊
			市対策本部設置					急事態解除宣言時)
		●学校等での集団発生の:	·	(強化)			(通常へ)▶	(再流行の探知)
	情報収集	把握		●患者の受診状況の把握			<b></b>	
-								
			●市政記者クラブへの情報提				<del> </del> <b>&gt;</b>	(適宜提供へ)
	情報提供・共		供					
	有	●市民相談窓口の設置準 備	●市民相談窓口の設置▶	(充実・強化)			▶ (継続)▶	(縮小)
		<ul><li>●特定接種・住民接種の 接種体制の構築</li></ul>	●特定接種の実施					
主 要 6	予防・まん延		●住民接種の準備		(実施) -		▶	(第二波に備えた実施)
項 目	防止			●公共施設の感染対策		▶	(強化)	
					●学級閉鎖	・休園等の対応 -		
			●帰国者・接触者外来等の市					
	医療	県への協力	民への情報提供				●在宅で療養する患者へ の支援	
		<b>● ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■</b>	● 五松 本本		●周小書機)	よ日回り 本本の		
		●要振護者への生活文振体制の準備	●要援護者への新型インフルエ ンザ等発生に係る周知	●具体的支援の対応方法の 確認		た見回り、食事の 療機関への移送		▶
	市民生活及び	市J Vノキン用	ン / 守光土に依る月和	1/生草心	1年代及い区	/原機則、107/移区		
	市民経済の安	●火葬能力の把握	●県からの要請による、遺体安		●尾張東部火	〈葬場管理組合と連		
	定の確保		置施設等の確保準備		携した火葬			
						···		